

鳥取県商工労働部指定管理候補者審査委員会審査報告書

鳥取県商工労働部指定管理候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）として、次のとおり、とっとりバイオフロンティア（以下「バイオフロンティア」という。）の指定管理候補者を鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条の基準に基づいて審査した。

1 指定管理候補者（指名）

法人名 公益財団法人鳥取県産業振興機構
代表者 代表理事理事長 金田 昭
所在地 鳥取市若葉台南七丁目5番1号

2 指定期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（5年間）

3 委託料の額

571,495千円（債務負担行為額 571,495千円）

〔参考〕単年度委託料の額

平成26年度	115,905千円
平成27年度	115,905千円
平成28年度	115,905千円
平成29年度	113,350千円
平成30年度	110,430千円

4 審査結果

とっとりバイオフロンティアの指定管理者の指定にあたっては、上記法人について、指定手続条例第5条の基準に基づき、管理の基本的な考え方の適合性、施設の設置目的に沿ったサービス等の内容、収支計画、組織体制、法人の経営基盤等を総合的に審査した結果、施設の設置目的を十分理解した事業検討がなされている点をはじめ、利用者ニーズに基づいたサービス向上策、収支計画、経営基盤、組織体制等も全般的に適切と判断され、指定管理候補者として適当と認められる。

5 審査の経緯

(1) 審査委員

氏名	所属等
児玉 基一郎（委員長）	国立大学法人鳥取大学農学部生物資源環境学科教授
宮脇 利之（副委員長）	税理士
和田 あけみ	米子商工会議所女性会副会長
佐倉 千尋	鳥取県衛生環境研究所保健衛生室室長補佐
網濱 基	鳥取県商工労働部経済産業総室長

(2) 開催経緯

- ア 第1回審査委員会：平成25年11月22日（金）
指定管理者制度及びバイオフロンティアの概要説明、審査要項・審査項目等の審議
- イ 第2回審査委員会：平成25年12月26日（木）
面接審査の実施後、採点及び採点結果の審議、指定管理候補者としての適否を決定

(3) 選定基準

番号	審査基準	審査項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	○管理の基本的な考え方の適合性 (施設設置目的の理解、管理運営の方針等)	配点なし (必須)
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 ・利用者の総合支援業務の考え方・内容 ・バイオ人材育成事業の考え方・内容 ・サービスの向上策と利用促進に向けた取組み ○管理の基準 開館時間、休館日、利用料金等の設定、 個人情報保護、情報の公開 ○施設設備の維持及び衛生管理の水準 ○事故・事件の防止措置、緊急時の対応 ○利用者等の要望の把握	50点
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○収支計画及び見積内容	16点
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	○組織及び職員の配置等 ○法人等の財政基盤、経営基盤 ○現在の施設職員の継続雇用に関する方針 ○関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ○法人等の社会的責任の遂行状況 障害者雇用、男女共同参画推進企業の認定、 I S O ・ T E A S の認証 ○当該施設の管理運営状況の実績評価	34点

(4) 審査結果 (面接審査及び書類審査) ※点数は審査会出席委員5名の平均

番号	審査基準 (配点)	審査結果	主な審査意見
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (適/不適)	適	○設置目的をよく理解しており、管理運営方針も適切である。 ○引き続き、県内中小企業も含め幅広く利用できるような運営体制を期待する。
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (50点)	39.6点	○サービス向上や利用促進に向け、開館時間、料金等利用者のリクエストに応じて改善に努める姿勢が認められる。より細やかな対応を期待する。 ○産学官連携の要として、最先端機器の利用サポートや入居企業等へのコーディネーター等利用者への総合支援業務のコンセプトと実施内容は適切である。 ○バイオ人材育成に向けた研修計画や広報活動等の取組も評価できる。引き続き効果検証を行い、より利用者のニーズに合わせた研修等の充実とより積極的な広報活動を期待する。 ○事故等防止措置、緊急時の対応、個人情報保護、情報公開についても配慮されている。 ○アンケート等による利用者ニーズの把握は適切である。さらにウェブ等を活用すればより効果が高いと思われる。
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (16点)	11.5点	○収支計画については適切である。 ○引き続き経費節減に努めるとともに、必要な業務に対しては費用対効果も見極めつつ積極的に

			活用してほしい。
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (34点)	23.4点	○財政基盤等に問題はない。 ○現場の実務に関わる職員等からの要望聞きとりも計画されており、組織及び職員配置について適切な対応となっている。 ○環境配慮等の社会的責任への一層の取組に期待する。
総合評価 (100点)		74.5点	

6 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容

○利用者の総合支援

- ・ 機構のバイオ専門職員により、鳥取大学、研究機関と企業等の連携をコーディネート
- ・ 最先端の実験分析機器に機器担当職員を配置し、機器使用のサポート
- ・ バイオ関連学会、シンポジウム等に積極的に参加して情報収集し、利用者へ情報提供
- ・ 機構の各種研究資金、知財、販路開拓支援等による研究成果の実用化・事業化支援
- ・ 動物管理責任者等の専門職員を配置し、入居者への動物飼育に関するサービスの提供
- ・ 県外参与を配置し、企業訪問による共同研究促進やバイオ関連産業の市場動向把握

○バイオ人材育成

- ・ 企業等を対象とした染色体工学技術等バイオ関連に関する基礎講座や実技研修
- ・ バイオ産業に打って出るためのバイオビジネスの基礎に関する研修
- ・ 企業等ごとのニーズに即した研修 等

(2) サービス向上策と利用促進に向けた取組み

- ・ 施設利用者へのアンケート等による利用者ニーズに対応したサービス提供
- ・ 機構内外で実施する接遇研修や専門研修等による職員の資質向上
- ・ 全国的な学会やシンポジウム等での施設の周知による新たな入居利用者等の開拓
- ・ 県、市町村、学術研究機関等の広報媒体を活用した施設のPR
- ・ インターネット等を活用した機器利用予約管理システム等の活用
- ・ 機器担当職員による日常の保守管理や利用者の希望に応じた機器使用研修会の開催
- ・ 遺伝子組み換え実験安全委員会の設置、実験の事前審査による適正な実験管理
- ・ 安全管理規程に基づいた実験動物の逸走防止等の緊急時の対応整備

(3) 開館時間・休館日

以下のとおり現行どおりの運営とする。

開館時間 9：00から17：00まで

休館日 日曜日、土曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）

※開館時間外及び休館日の利用について必要と認める場合は事前申請により利用を許可する。

(4) 利用料金等

次期指定管理期間より新たに指定管理施設の範囲に追加する鳥取大学臨床実験施設動物飼育室の利用料金を次のとおり設定する。なお、従前の施設、機器利用料及び減免事項（商工団体、離職者の創業、入居者等）は現行どおりとする。

ア 施設の利用（実験動物の給餌、給水並びにケージの交換、滅菌及び洗浄等）

動物飼育室 1ケージ1日につき90円

イ 機器の利用

実験室 1機器1時間につき 100円

ただし、一部機器については1日1,000円を上限とする。

(5) 経費削減のための取組

- ・ 5年間の継続期間を前提とした再委託契約における複数年契約
- ・ 競争入札等による効率的な執行